

輸出令該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1 の8の項(貨物等省令第7条)

[電子計算機] (電子計算機若しくは付属装置又はこれらの部分品)

貨物名	シリアルインタフェースボード
機種名	NV012-C
メーカー名	株式会社 ネットビジョン
型及び銘柄	特に無し

(2018年1月22日付け改正省令等対応)

質問事項	回答
<p>(貨物等省令第7条第一項一号)</p> <p>電子計算機若しくはその付属装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品</p> <p>イ 85度を超える温度又は零下45度より低い温度で使用することができるように設計したもの</p> <p>ロ 放射線による影響を防止するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えられるように設計したもの</p> <p>(二) 吸収線量がシリコン換算で1秒間に5,000,000グレイを超える放射線照射により障害を発生しないように設計したもの</p> <p>(三) 単事象障害によるエラー率が1日当たり1億分の1毎ビット未満となるように設計したもの</p>	<p>イ) 該当しない</p> <p>ロ) 該当しない</p> <p>(一)</p> <p>(二)</p> <p>(三)</p>
<p>(貨物等省令第7条第一項三号)</p> <p>デジタル電子計算機、その付属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のイからチまでのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品(次のリからルまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。)</p> <p>イ 削除</p> <p>ロ 削除</p> <p>ハ デジタル電子計算機であって、加重最高性能が16実効テラ演算を超えるもの</p> <p>ニ 削除</p> <p>ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が16実効テラ演算を超えるもの(最大性能が16実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。)</p> <p>ヘ 削除</p>	<p>ハ) 該当しない</p> <p>ホ) 該当しない</p>

<p>ト 削除</p> <p>チ デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル計算機の間でデータを転送するように設計した装置であって、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるもの</p> <p>リ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、当該装置の主要な要素でないもの</p> <p>ヌ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの</p> <p>ル 輸出令別表第一の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(5の5)までに掲げる貨物に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの</p>	<p>ト) 該当しない</p> <p>チ) 該当しない</p> <p>リ) 該当しない</p> <p>ヌ) 該当しない</p> <p>ル) 該当しない</p>
<p>(貨物等省令第7条第一項四号) 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置若しくは部分品</p> <p>イ シストリックアレイコンピュータ</p> <p>ロ ニューラルコンピュータ</p> <p>ハ 光コンピュータ</p>	<p>イ) 該当しない</p> <p>ロ) 該当しない</p> <p>ハ) 該当しない</p>
<p>(貨物等省令第7条第一項五号) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、操作若しくは配信又は当該プログラムとの通信を行うように設計若しくは改造されたもの</p>	<p>該当しない</p>
<p>以上の結果、省令第7条に該当するか。</p>	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>]非該当 [<input type="checkbox"/>]該当</p>

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者欄：(作成年月日 2018年1月22日)

会社名：株式会社ネットビジョン

所属・氏名：技術部 柏木 信康

(電話：03-5577-5662)

